

「電子的診療情報連携体制整備加算」のお知らせ

当院では、国が定めた診療報酬算定要件に従い、月に1回に限り電子的診療情報連携体制備加算を算定しております。

- ◇ 医師が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している体制を有しております。
- ◇ 算定した診療報酬明細書の区分・項目の名称及びその点数又は金額記載したレセプト明細書を患者さまに無償で交付しております。
ご希望の際は受付までお申し出ください。
- ◇ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
- ◇ 保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

今後も電子カルテの情報、外部システムを通じた質の高い医療提供を目指します。
ご理解とご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月1日 県立北薩病院長